

平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価・第 3 期中期目標期間に係る見込評価  
評価書における評価の見方について

平成 27 年 7 月 27 日  
原子力規制庁

… 旧制度（政策評価・独立行政法人評価委員会）における評価の基準。参考として記載。

… 新制度（独立行政法人評価制度委員会）における評価の基準。平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価、第 3 期中期目標期間に係る見込評価において使用する。

「平成26年度に係る業務の実績に関する評価」「第3期中期目標期間に係る見込評価」  
独立行政法人評価の評語（研究開発に係る事務及び事業）新旧制度比較表

1

(旧制度)	(新制度)
<p>・「A」を標準とする。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</p> <p>A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100パーセント以上)</p> <p>B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント以上100パーセント未満)</p> <p>C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント未満)</p> <p>F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</p>	<p>・「B」を標準とする。</p> <p>S：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。</p> <p>A：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。</p> <p>B：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</p> <p>C：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。</p> <p>D：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。</p>

「平成26年度に係る業務の実績に関する評価」「第3期中期目標期間に係る見込評価」  
 独立行政法人評価の評語（研究開発に係る事務及び事業以外）新旧制度比較表

2

(旧制度)	(新制度)
<p>・「A」を標準とする。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</p> <p>A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100パーセント以上)</p> <p>B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント以上100パーセント未満)</p> <p>C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント未満)</p> <p>F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</p> <p>※S評定とするものについては、A評定との違いがわかるように、定量的根拠及び定性的根拠を示す。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA評定としない客観的かつ具体的な理由を示す。</p>	<p>・「B」を標準とする。</p> <p>S：法人の活動により、中長期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。</p> <p>A：法人の活動により、中長期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)</p> <p>B：中長期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。</p> <p>C：中長期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。</p> <p>D：中長期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。</p>

※なお、「第3期中期目標期間に係る見込評価」を行う場合は、「中長期計画」を「中長期目標」と読み替えることとする

# 国立研究開発法人放射線医学総合研究所の平成26年度に係る業務の実績に関する評価

参考 1

【(大項目) I】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置					【評定】
【(中項目) I-1】	放射線の人体への影響、放射線安全・緊急被ばく医療研究					【過去の評定】
【(小項目) I-1-2】	放射線安全研究					H23 H24 H25 H26 H27
【I-1-2-1】	放射線安全研究					A A A
【インプット指標】						主務大臣による評価
(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27	
予算額(百万円)	647	215	205	205		
決算額(百万円)						
経常費用(百万円)						
経常利益(百万円)						
行政サービス実施コスト(百万円)						
従事人員数	53	34	29			
評価基準・評価軸	法人の業務実績等・自己評価					【過去の評定】
(1) 小児の放射線防護のための実証研究 ・中性子線を照射した WM ラット(肺がん)、C3H マウス(骨髄性白血病)の病理解析を継続し、各腫瘍のリスク解析を行い、年齢依存的な生物効果比を算出したか。同様に、中性子線を照射した Eker ラット(腎臓がん)、...	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中性子線を照射した腎がん(Eker ラット、約 120 匹)及び脳腫(Ptch1+/-マウス、約 300 匹)モデルの飼育観察を終了し、各々順次病理解析を行った。</li> <li>・肺がん誘発の生物効果比は、5 週齢照射で9、15 週齢照射で8であった。</li> <li>・骨髄性白血病誘発の生物効果比は、8 週齢照射で20、35 週齢で9であった。</li> </ul>					H23 H24 H25 H26 H27
						A A A
主務大臣による評価						【評定】

※平成25年度までの旧制度下における評定。Aを標準としている。参考として記載。

※平成26年度からの新制度下における評定。Bを標準とする。

# 国立研究開発法人放射線医学総合研究所の中期目標期間(平成23年4月～平成28年3月)に係る見込評価

参考 2

【(大項目) I】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	【評定】										
【(中項目) I-1】	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防	【評定】										
【(小項目) I-1-1】	放射線の医学的利用のための研究	【評定】										
【I-1-1-1】	重粒子線を用いたがん治療研究	【評定】										
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>重粒子線がん治療は、臓器の別、がんの悪性度を問わず良好な治療成績をあげ、副作用が極めて少なく低侵襲性で患者への負担も少ない治療法であり、先進医療の承認も受けている。今期においては前期における成果を踏まえ、より多くの患者に最適な治療を提供するため、治療の標準化や適応の拡大を目指す。このため線量集中性が高く、呼吸同期を可能とする3次元高速スキャンニング技術の着実な臨床応用に取り組むとともに、照射が困難な部位の治療を可能とする照射法(小型回転ガントリー方式)の実用化に取り組む。また、画像診断技術を重粒子線がん治療に融合し、腫瘍の位置や経時変化に即時に対応できる治療技術の開発とその実用化に取り組む。これらにより、新たに5以上のプロトコル(臨床試験計画書)について臨床試験から先進医療に移行するとともに、上記の新規照射技術による治療の分割照射回数については、現行技術比20%以上の短縮化を目指す。</p> <p>また、ゲノム生物学や細胞生物学的手法を用いた粒子線生物学研究を実施し、重粒子線によるがん治療作用のメカニズムの解明を通じて、重粒子線がん治療に資する情報を提供する。さらに、重粒子線がん治療を国内外に普及するための明確なビジョンと戦略の下、関係機関との連携、協力の全体像を明らかにした上で研究所としての具体的かつ戦略的なロードマップを策定し、その実践に不可欠な、国際競争力強化や国内外機関の研究者及び医療関係者を対象とした専門家の育成にも取り組む。</p> <p>※評価項目の中期目標を記載。(長文の場合は、当該項目の概要でも可)</p>		<p>【評定】</p> <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>※実績の詳細等について、実績報告書等に参考となる記載が有る場合は、当該資料等のページ</p> <p>※平成26年度からの新制度下における評定。Bを標準とする。</p>	H23	H24	H25	H26	H27					
H23	H24	H25	H26	H27								